

回覧板を利用する方へ

回覧板は、町に関する文書・チラシを全 28 の町内会・自治会を通じて回覧することができます。

■ 回覧の対象となる文書・チラシ

- (1) 町主催事業に関するもの
- (2) 町共催・後援行事に関するもの
- (3) その他、町長が必要と認めるもの(国や県、警察等公共性の高い文書等)

※政治・宗教・営利を目的とする内容のものは除きます。

※原則として個別世帯への配付は行いません。

■ 回覧物に関する注意事項 (右の図はチラシイメージ)

- ・ 原則として A4 サイズ (一枚両面まで)
- ・ 上部(右上など)に「回覧」の文字を記載すること
- ・ 共催・後援行事の場合はその旨を記載すること
- ・ 電話番号などの問合せ先を記載すること

・ 回覧物は町内会ごとに封筒を分け、

それぞれ封筒に町内会名・配布数(※)を記載すること

※町内会ごとの配布数は「配布数一覧 R5」をご覧ください。

※封筒の口は中身が出ないようにセロハンテープ等で閉じてください。

※内容の異なる回覧物を同じ封筒に入れないでください。種類ごとに封筒を分けてください。

■ 配布日程及び回覧物の持込みについて

- ・ 「配布日程表 R5」をご覧ください。
- ・ 原則として、毎月第2・4火曜日または水曜日から回覧を開始します。
- ・ 回覧物は町役場2階 政策課までお持ち込みください(平日8時30分～17時)。
- ・ 締切は、回覧を希望する週の前の金曜日 17時です。締切日や希望週の月曜が祝日の場合は、前日の木曜日になりますのでご注意ください。
- ・ 回覧を終えるまでの日数は、概ね 20 日程度と見込んでください。
- ・ 2週間以上先の回覧物の持込みはご遠慮ください。
- ・ 緊急事態宣言等の発出により、回覧を中止する場合がありますのでご了承ください。

※配布や締切の日程表は年度によって変わります。別途お問い合わせください。

■ 問合せ

葉山町 政策財政部 政策課 協働推進係 046-876-1111(内線331)

